平成２１年（フ）第２８５２号
札幌市厚別区厚別中央１条６丁目２番９―504号
債務者　利　　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０４０号
札幌市南区川沿10条３丁目６番12号
債務者　中村　　隆
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０４１号
札幌市南区川沿10条３丁目６番12号
債務者　中村　洋子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０７５号
札幌市豊平区美園３条４丁目１番14―401号
債務者　舘山　勝憲
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０７６号
札幌市豊平区美園３条４丁目１番14―401号
債務者　舘山千賀子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１１０号
札幌市白石区南郷通６丁目南１番７―302号
債務者　折腹　勝彦
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１８１号
札幌市厚別区もみじ台北６丁目４番34―303号
債務者　高屋敷英幸
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１９８号
札幌市南区中ノ沢１丁目５番３号　ビックハバーＢ―205号
債務者　樋口　昭子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２０７号
札幌市東区北19条東13丁目７番15―310号
債務者　柴田　昭生
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３０６号
北海道江別市大麻桜木町34番地の３　クシェルソレイユ201
債務者　成田　真琴（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９号
北海道士別市東４条北３丁目６番地２
債務者　船木　典子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第２７号
北海道名寄市西８条南10丁目28番地142
債務者　高見　　登
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第２６号
北海道紋別市南が丘町３丁目１番３―405号
債務者　袴田　容章
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第６１３号
盛岡市永井16地割129番地２
債務者　谷村真由美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６８６号
盛岡市本町通２丁目３番26号　山田アパート１階７号、旧住所東京都品川区大井４丁目21番10号
債務者　藤丸　庸子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１６４号
岩手県気仙郡住田町上有住字別当58番地１、前住所岩手県北上市上野町１丁目６番47号　バウハウス　タコマ202号
債務者　藤井　　優
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１７５号
福島県大沼郡会津美里町冨川字向川原上ノ切乙1642番地、前住所東京都杉並区高円寺南５丁目24番12号　上野パレス306
債務者　田邉　義浩
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
群馬県高崎市上佐野町1096番地１　県住Ａ棟18号
債務者　渡辺　光夫
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　前橋地方裁判所高崎支部